

男女とも育児休業を更に取りれるように

～育児休業給付金の支給率が引き上げられました～

育児休業について

1歳に達するまでの子を養育する労働者は、女性だけでなく、男性も育児休業を取得できます。配偶者が専業主婦（夫）の場合や育児休業中でも育児休業を取得できます。また、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長することができる（パパ・ママ育休プラス）など、男性の育児休業取得を推進するため、育児・介護休業法が改正されています。

育児休業中の収入は？

育児休業給付金引き上げ

雇用保険の被保険者であれば、一定の要件を満たすと育児休業給付金が支給されます。平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、**育児休業給付金の支給率が50%から67%へ引き上げられました**（育児休業開始日から**180日目まで67%。181日目からは50%**）。（資料は[こちら](#)）

平成26年4月から産前産後休業期間中の保険料免除が始まります

次世代育成のために

産前産後休業保険料免除制度

産前産後休業期間（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により、被保険者分、事業主分ともに免除されるようになりました（平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる被保険者が対象）。（資料は[こちら](#)）

注）育児休業給付金の申請、保険料免除いずれについても、書面での手続きが必要です。

育児休業給付金の内容及び手続きについては、お近くの[ハローワーク](#)へ、社会保険料についてはお近くの[年金事務所](#)へ、それぞれお問い合わせください。

- ・育児・介護休業法については[厚生労働省ホームページ](#)をご参照ください。
- ・育児休業を申し出たり、取得したことを理由に解雇その他の不利益取扱いをすることは法律で禁止されています。

育児休業のご相談は **沖縄労働局雇用均等室** 電話098-868-4380まで

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2合同庁舎1号館